

## 参考資料1 (新エネルギー導入に関する国内外の動き)

### 1.1 国際的な動き

新エネルギー技術の導入が叫ばれる背景には、地球温暖化問題という国際的な課題がある。化石燃料の消費によって放出される温室効果ガスによる地球温暖化は、単に平均気温が上昇するというだけでなく、地球的規模の気候パターンを変化させ、海面上昇による陸地の消失、生態系の破壊など多くの問題を抱えている。

このような気候変動に関する科学的情報を包括的に提供する目的で、昭和63年に設立されたIPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change:気候変動に関する政府間パネル)は、地球温暖化に関する最新の科学的知見をとりまとめ、平成13年に第3次評価報告書として発表した。その中では、「過去50年間に観測された温暖化のほとんどが人間活動によるものであり、対策を施さなければ、ますます地球温暖化が加速する」と報告されている。

一方、気候変動に関する国際会議である気候変動枠組条約締約国会議(COP:Conference of Parties)において地球温暖化対策に関する議論が重ねられている。平成9年12月に京都で開催された第3回締約国会議COP3では、先進国における温室効果ガス排出量の削減目標を定めた京都議定書が採択された。京都議定書では、先進国全体の温室効果ガスの排出量を平成20年～平成24年までの期間中に、平成11年の水準より少なくとも5%削減することを目標に、各国の削減目標が設定された。主な国の削減量は表1-1のとおりであり、この削減目標を達成するために、各国で省エネルギー対策や新エネルギー技術の導入が進んでいる。

表 1-1 京都議定書に基づく各国の削減率

日本	-6%
米国	-7%
カナダ	-6%
ロシア	±0%
ニュージーランド	±0%
豪州	+8%
EU	-8% (※)

※ポルトガルの+27%からルクセンブルクの-28%まで多様

ただし、この議定書の発効には以下の両方の条件を満たす必要がある。

- ① 55カ国以上の国が締結      ② 締結した先進国の合計排出量が55%以上

平成15年8月時点では、①の要件は満たしているが、世界最大の温室効果ガスの排出国である米国がこの議定書からの離脱を表明しており、未だに発効されていないのが現状である(図1-1参照)。

世界全体の排出量 224 億トン

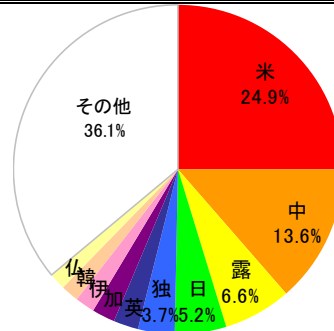


図 1-1 主要国のエネルギー使用によるCO<sub>2</sub>排出量(平成11年度)(環境統計集 環境省)

## 1.2 日本国内の動き

### (1) 新エネルギーの導入目標

わが国では、京都議定書で定められた温室効果ガスの削減目標に向けて、様々な対策がとられているが、その中でも、新エネルギー技術の導入は重要な位置を占めている。

経済産業大臣の諮問機関である「総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会」の報告（平成 13 年 6 月）では、近年注目されているバイオマスエネルギーや雪氷熱エネルギーを含めた新エネルギーの平成 22 年までの導入目標を表 1-2 ように定めている。この表で、未利用エネルギーとされているのは、河川水や海水と外気温の差を利用する技術、雪を貯蔵して野菜の保存や夏期の冷房に利用する等、従来、あまり利用されていなかったエネルギーを指す。

表 1-2 わが国にける新エネルギーの導入目標 単位：原油換算（万 k l）

種 類	平成 11 年度	平成 22 年度目標	平成 22 年/平成 11 年
太陽光発電	5.3	118.0	22.3 倍
風力発電	3.5	134.0	38.3 倍
廃棄物発電	115.0	552.0	4.8 倍
バイオマス発電	5.4	34.0	6.3 倍
太陽熱発電	98.0	439.0	4.5 倍
廃棄物熱利用	4.4	14.0	3.2 倍
バイオマス熱利用	-	67.0	-
黒液・廃材等	457.0	494.0	1.1 倍
未利用エネルギー	4.1	58.0	14.1 倍
新エネルギー合計	693.0	1910.0	2.8 倍

（出典：NEDO 新エネルギーガイドブック入門編；平成 14 年）

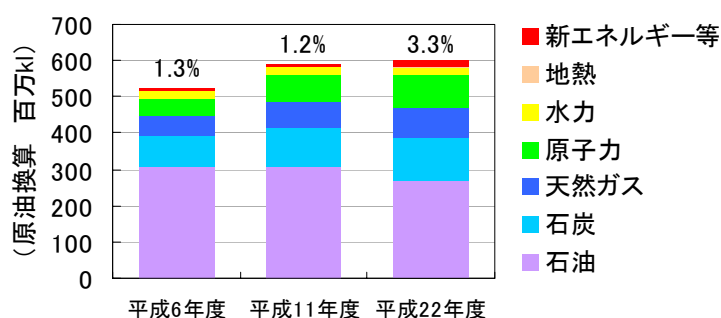


図 1-2 国内一次エネルギー総供給の推移と新エネルギーの占める割合

（出典：NEDO 新エネルギーガイドブック概論編；平成 14 年度）

太陽光発電の 22.3 倍増、風力発電の 38.3 倍増という数字を見ると、かなり大幅な増加と思われるが、図 1-2 より新エネルギーが平成 22 年度の 1 次エネルギー全体に占める割合は 3.3%程度に過ぎず、新エネルギーに水力及び地熱を含めた再生可能エネルギーの占める割合も 7%程度である。EU では平成 22 年までに域内のエネルギー総消費量に対する再生可能エネルギーの割合を 11.6%に引き上げる目標を掲げている。日本においても、さらなる新エネルギー技術の導入が望まれる（表 1-3 参照）。

EU では平成 22 年までに域内のエネルギー総消費量に対する再生可能エネルギーの割合を 11.6%に引き上げる目標を掲げている。日本においても、さらなる新エネルギー技術の導入が望まれる（表 1-3 参照）。

表 1-3 再生可能エネルギーの導入実績及び見通し/目標の占める割合

	一次エネルギー総供給に占める再生可能エネルギーの割合	
	平成 10 年度実績	平成 22 年度見通し/目標
日本	4.9% <small>(H11 年度実績)</small>	7%程度
アメリカ合衆国	7.0%	6.9%
EU	5.3%	11.6%

- \* 再生可能エネルギーには、新エネルギー、水力及び地熱が含まれる。
- \* 平成 22 年度見通し/目標については、アメリカ合衆国の数値はエネルギー省統計局による見通しの試算値である一方、EU の数値は欧州委員会で策定した政治的・目標的な値であり位置付けが異なることに留意が必要。

(出典：NEDO 新エネルギー導入促進部：新エネルギーガイドブック概要編；平成 14 年)

## (2) 新エネルギー関連施策

日本のエネルギー政策は「環境保全や効率化の要請に対応しつつ、エネルギーの安定供給を実現する」ことを基本目標に据えている。この基本目標実現の具体的な対策の一つとして、新エネルギーの導入が位置付けられる。

新エネルギーに関連した施策は、太陽光発電などの新エネルギー技術の研究開発を行う「サンシャイン計画」(昭和49年)、省エネルギー技術の研究開発を行う「ムーンライト計画」(昭和53年)、新エネルギーと省エネルギーの技術を連系して研究開発を行う「ニューサンシャイン計画」(平成5年)と進められてきた。平成12年に「ニューサンシャイン計画」が終了し、現在は「長期エネルギー需給見通し」に基づいた政策が展開されており、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(代エネ法)」、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)」といった法律が制定されている。

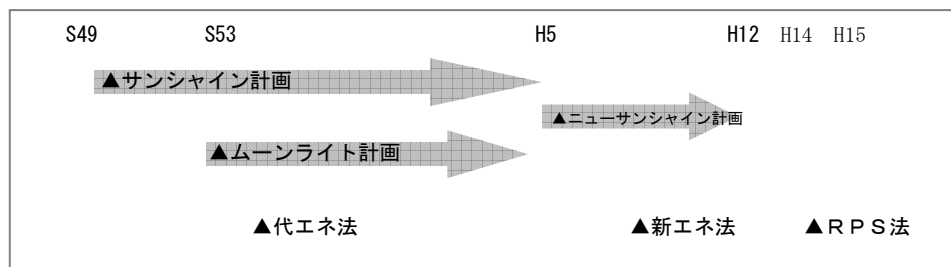


図 1-3 日本のエネルギー政策の流れ

### 長期エネルギー需給見通し

「長期エネルギー需給見通し」は、エネルギー需給の将来像を示しつつエネルギーの安定供給を実現するために、経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会において策定されており、日本のエネルギー政策の最も根幹をなす政策目標でもある。現在の「長期エネルギー需給見通し」は、平成9年12月の気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)における我が国の二酸化炭素排出量の削減目標を踏まえ、平成13年7月に改定された。

### 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(代エネ法) 昭和55年

「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」は、エネルギーの安定的かつ適切な供給の観点から、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進する法的枠組みとして制定された。この法律では以下のことを定めている。

- ・「石油代替エネルギーの供給目標(閣議での決定)」の策定・公表

石油代替エネルギーの供給目標は、①エネルギーの需給、②石油の供給の長期見通し、③石油代替エネルギーの開発状況などを勘案し、環境の保全に留意しつつ定めることとしており、それらの事情に変動があり必要があると認められるときには、供給目標を改定する。

- ・新エネルギー・産業技術開発機構が実施する各種事業の規定

## 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法） 平成9年

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」は、「代エネ法」での利用促進が不十分であった自然エネルギーに対する措置が必要であるという観点から、自然エネルギーを含む新エネルギーの利用促進を加速化させるために制定された。以下に新エネ法で定められた新エネルギーを以下に示す。

- ・太陽光発電
- ・クリーンエネルギー自動車
- ・廃棄物発電
- ・温度差エネルギー
- ・燃料電池
- ・風力発電
- ・廃棄物燃料製造
- ・廃棄物熱利用
- ・天然ガスコージェネレーション
- ・太陽熱

\* 平成14年6月より、バイオマス発電、バイオマス熱利用及び雪氷熱エネルギーを新エネルギーとして位置付けた。

この法律においては以下のことを定めている。

- ・国や地方公共団体、事業者、国民等の各主体の役割を明確化する基本方針
- ・新エネルギー利用等を行う事業者に対する金融上の支援措置等

## 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法） 平成14年

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」は、平成22年度において原油換算で1,910万klの新エネルギーを導入するという目標を達成するために、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会で導入が提言された、RPS（Renewable Portfolio Standard：再生可能エネルギー導入基準）制度を法律化したものである。電力会社には新エネルギー等の利用の義務が課されるため、以下のことを行い、義務を履行する。

- ①自ら発電する
- ②他から新エネルギー等電気を購入する
- ③他から新エネルギー等電気相当量を購入する

対象となる新エネルギー等は、風力、太陽光、地熱、水力（水路式で出力が1,000kW以下）、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用できるもの）、その他、政令で定めるものである。平成22年度には122億kWhの新エネルギー等電気の利用目標を定めている。

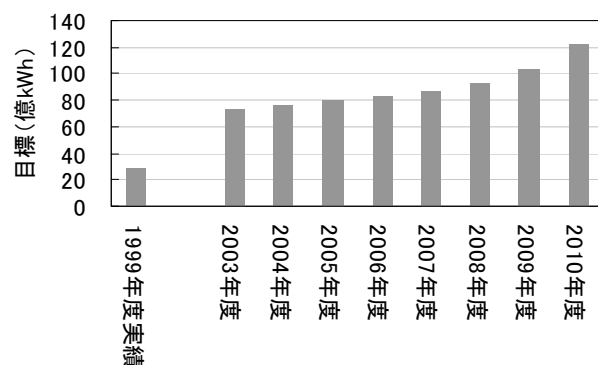


図1-4 新エネルギー等電気の利用目標

### (3) 新エネルギー導入促進のための助成制度

新エネルギーの導入を促すため、NEDOをはじめとした、各機関、各省庁が助成制度を設けている。対象となる事業者は、地方公共団体、企業、NPO等、個人・その他であり、導入段階（導入前の調査・計画等・情報収集、導入にかかる機器購入、導入後の実証研究、モニタリングや普及啓発等、税制・融資、その他）に応じて助成制度を活用することができる。

助成制度を設けている機関は、NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）、NEF（新エネルギー財団）、経済産業省、環境省、総務省、国土交通省、農林水産省、財務省などである。公益法人、北海道などでも独自の助成制度を設けている。

表 1-4 に NEDO、国、道などが実施している助成制度の一覧を示す。尚、補助金等については内容が変更になる場合があるので、詳しくは助成を行う機関に問い合わせる必要がある。

表 1-4 エネルギー種別事業名一覧

◇全般◇

対象となる新エネルギー	助成を行う機関	事業名	対象事業者	補助額、融資額、融資率など
全般	NEDO	新エネルギー事業者支援対策事業 (債務保証)	企業、NPO等	債務保証枠：補償基金の15倍 補償限度：対象債務比率90% 補償料率：残高の年0.2%
全般		地域新エネルギービジョン策定等事業	地方公共団体、(企業、NPO等)	策定に要する費用の補助：定額
全般		新エネルギー・省エネルギー非営利活動促進事	NPO等	補助：1/2以内
全般		先進的新エネルギー技術導入アトミックイノベーション事業	地方公共団体、(企業、NPO等)	—
全般		地域地球温暖化防止支援事業	地方公共団体、企業、NPO等	補助：1/2以内 (営利活動に伴う事業は1/3以内)
全般	財団法人 電源地域振興センター	電源地域新エネルギー 供給構造構築促進対策事業	地方公共団体	新エネルギーの加速的促進を目的とする ①新エネルギー供給構造構築事業 補助：1/2以内 ただし、風力発電、天然ガスコージェネレーション、クリーンエネルギー自動車には別規定あり ②新エネルギー供給構造構築普及啓発事業 補助：定額(限度額2千万円)

◇太陽光◇

助成を行う機関	事業名	対象事業者	補助額、融資額、融資率など	支援要件、内容など
NEDO	太陽光発電新技術等フィールドテスト事業	地方公共団体、企業、NPO等	負担：1/2	標準化推進型、新形態利用型
NEF	地域エネルギー開発利用発電事業普及促進融資	地方公共団体、企業	4億円以下	—
	住宅用太陽光発電導入基盤整備事業	個人・その他	補助：1kW当たり一律12万円(一件当たり上限10kW)	太陽光発電出力が10kW未満であるものなど
経済産業省	地域エネルギー開発利用発電事業可能性調査	地方公共団体	補助：1/2以内	地方公共団体が行う地域エネルギー開発利用発電に関する事業化FS調査等
国土交通省	エコビル整備事業	—	低利融資：財投金利の3/4	省エネルギー性が高いことなど
	環境共生住宅建設推進事業	—	補助：1/3	エネルギー効率的利用の創意工夫を施した住宅
農林水産省	離島・へき地電気導入事業	地方公共団体	—	離島などにおける発電設備不足の解消に資する機器の設置など
財務省	ローカルエネルギー税制	個人・その他	課税標準価格：取得後3年間に5/6に減額	取得価格600万円以上の設備について減額
北海道経済産業局	創造技術研究開発費補助金	中小企業者又は団体であつて法人格を有する者	補助：1/2以内	原材料費、建築物購入費、機械装置等購入費、害虫加工費等
	新規産業創造技術開発費補助金(エネルギー使用合理化に資するもの)	民間企業	補助：2/3以内	設備費、材料費、物品費、労務費、外注費、委託費等
	エネルギー需給構造改革投資促進税(国税)	個人及び法人のうち青色申告書を提出する者	—	設備取得、政策又は建設
北海道環境生活部	地球温暖化対策地域推進モデル事業費補助金	地方公共団体	補助：1/2以内	温暖化対策を目的としたモデル事業、温暖化対策計画策定
北海道教育庁	環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進に関するパイロットモデル	都道府県、市町村	全額又は55/100以内	調査研究当該学校等の建物等の整備
北海道経済部 各支庁経済部	クリーンエネルギーアドバイザー派遣事業	市町村等	—	指導、助言等
	新エネルギー・ローカルエネルギー導入促進事業	市町村、一部事務組合、公益法人、協同組合、第三セクター	補助：1/2以内	調査事業
北海道総合企画部 支庁地域政策部	一般会計債(地方債)	地方公共団体	—	—
北海道総合企画部、経済部 各支庁地域政策部、経済部	地域政策補助金(地域エネルギー開発利用施設整備事業)	市町村、一部事務組合、広域連合	補助：1/2以内	施設整備費
北海道農政部 各支庁農業振興部	新山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金	市町村、農協、森林組合、農林漁業者連合等の組織する組合	補助：1/2以内	省エネルギーモデル温室、地域資源循環活用施設等
	農業近代化資金(未利用資源活用施設資金)	農業者、農業協同組合等	—	蓄熱装置、集熱装置、発電施設、発酵施設
支庁農業振興部	北海道市町村振興基金貸付	市町村、特別地方自治体	—	施設整備事業
北海道中小企業総合支援センター 北海道経済部	創造的中小企業育成強化促進事業費補助金	中小企業者等	補助：1/2以内又は2/3以内	原材料費、副資材費、治具、工具、外注加工費等
	創造的中小企業育成強化促進事業融資	中小企業者等	—	資産の取得費、賃借料、人件費、原材料・副材料費
(財)北海道環境財団 北海道環境生活部、支庁地域政策部	環境保全施設整備資金	中小企業者、中小企業団体等	—	施設整備費、自動車購入費
各市町村	ローカルエネルギー利用設備に対する固定資産税の軽減(地方税)	事業を行う個人又は法人	—	設備取得、政策又は建設
国民生活金融公庫	エネルギー有効利用促進資金貸付	中小企業者	—	石油代替エネルギー使用・供給する施設
	環境対策貸付	中小企業者	—	省エネルギー設備
日本政策投資銀行	新エネルギー・自然エネルギー開発融資	一般電気事業者、卸売電気事業者、自家用電機工作物設置者	—	水力発電所、風力発電施設、太陽光発電施設、地熱発電所、燃料電池
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫資金貸付金	農業を営む者等	—	未利用資源活用施設等



◇太陽熱◇

助成を行う機関	事業名	対象事業者	補助額、融資額、融資率など	支援要件、内容など
国土交通省	環境共生住宅市街地モデル事業	地方公共団体、企業	補助：1/3	集団的に建設される住宅団地が対象で、断熱構造化、省エネ設備、敷地内緑化など一定の要件を満たすこと
財務省	ローカルエネルギー税制	個人・その他	課税標準価格：取得後3年間に5/6に	取得価格600万円以上の設備について
北海道経済産業局	特定公共施設等ソーラシステム設置費補助金	地方公共団体	補助：1/2	教育文化、保健医療、社会福祉施設
	展示用ソーラーハウス設置費補助金	民間企業	補助：定額	設備費
	創造技術研究開発費補助金	中小企業者又は団体であつて法人格を有する者	補助：1/2以内	原材料費、建築物購入費、機械装置等購入費、害虫加工費等
	新規産業創造技術開発費補助金 (エネルギー使用合理化に資するもの)	民間企業	補助：2/3以内	設備費、材料費、物品費、労務費、外注費、委託費等
	エネルギー需給構造改革投資促進税制 (国税)	個人及び法人のうち青色申告書を提出する者	—	設備取得、政策又は建設
北海道環境生活部	地球温暖化対策地域推進モデル事業費補助金	地方公共団体	補助：1/2以内	温暖化対策を目的としたモデル的事業、温暖化対策計画策定
北海道教育庁	環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロットモデル	都道府県、市町村	全額又は55/100以内	調査研究当該学校等の建物等の整備
北海道経済部	中小企業高度化資金（設備リース資金）	事業協同組合、商店街振興組合	—	設備設置
北海道経済部 支庁経済部	中小企業設備近代化資金 (省エネルギー設備)	中小企業者	—	設備設置
	新エネルギー・ローカルエネルギー導入促進事業	市町村、一部事務組合、公益法人、協同組合、第三セクター	補助：1/2以内	調査事業
北海道総合企画部 支庁地域政策部	北海道市町村振興基金貸付金 一般会計債（地方債）	市町村、特別地方公共団体 地方公共団体	— —	施設整備事業
北海道総合企画部、経済部 支庁地域政策部、経済部	地域政策補助金 (地域エネルギー開発利用施設整備事業)	市町村、一部事務組合、広域連合	補助：1/2以内	施設整備費
北海道中小企業総合支援センター 北海道経済部	創造的中小企業育成強化促進事業費融資	中小企業者等	融資	
	創造的中小企業育成強化促進事業費補助金	中小企業者等	補助：1/2以内又は2/3以内	原材料費、副資材費、治具、工具、外注加工費等
北海道農政部 支庁農業振興部	新山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金	市町村、農協、森林組合、農林漁業者連合等の組織する組合	補助：1/2以内	省エネルギーモデル温室、地域資源循環活用施設等
	農業近代化資金 (未利用資源活用施設資金)	農業者、農業協同組合等	—	蓄熱装置、集熱装置、発電施設、発酵施設
(財)北海道環境財団 北海道環境生活部 支庁地域政策部	環境保全施設整備資金	中小企業者、中小企業等協同組合	—	施設整備費、自動車購入費
各市町村	ローカルエネルギー利用設備に対する固定資産税の軽減（地方税）	事業を行う個人又は法人	—	設備取得、政策又は建設
各商工会議所 北海道中小企業団体中央会など	産業活性化資金（エネルギー）	中小企業者、中小企業等協同組合	—	設備設置
国民生活金融公庫	エネルギー有効利用促進資金貸付	中小企業者	—	石油代替エネルギー使用・供給する施設
	環境対策貸付	中小企業者	—	省エネルギー設備
中小企業金融公庫	省エネルギー資金	中小企業金融公庫法第2条に定める中小企業	—	省エネルギー設備
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫資金貸付金	農業を営む者等	—	未利用資源活用施設等
	農林漁業施設資金	農業協同組合等	—	温室、発電、暖房施設
北海道環境衛生営業指導センター	施設整備資金貸付	飲食店等営業者	—	店舗、土地等に要する資金

◇風力発電◇

助成を行う機関	事業名	対象事業者	補助額、融資額、融資率など	支援要件、内容など
NEDO	風力発電フィールドテスト事業	地方公共団体、企業、NPO等	負担(風況調査):100%	風況調査、システム設計、風車設置及び運転研究
NEF	地域エネルギー開発利用発電事業普及促進融資	地方公共団体、企業	4億円以下	—
経済産業省	地域エネルギー開発利用発電事業化可能性調査	地方公共団体	補助:1/2以内	地方公共団体が行う地域エネルギー開発利用発電に関する事業化FS調査等
国土交通省	エコビル整備事業	—	低利融資:財投金利の3/4	省エネルギー性が高いことなど
農林水産省	離島・へき地電気導入事業	地方公共団体	—	離島などにおける発電設備不足の解消に資する機器の設置など
財務省	ローカルエネルギー税制	個人・その他	課税標準価格:取得後3年間に5/6に	取得価格600万円以上の設備について
北海道経済産業局	創造技術研究開発費補助金	中小企業者又は団体であって法人格を有する者	補助:1/2以内	原材料費、建築物購入費、機械装置等購入費、害虫加工費等
	新規産業創造技術開発費補助金(エネルギー使用合理化に資するもの)	民間企業	補助:2/3以内	設備費、材料費、物品費、労務費、外注費、委託費等
	エネルギー需給構造改革投資促進税制(国税)	個人及び法人のうち青色申告書を提出する者	—	設備取得、政策又は建設
北海道環境生活部	地球温暖化対策地域推進モデル事業費補助金	地方公共団体	補助:1/2以内	温暖化対策を目的としたモデル事業、温暖化対策計画策定
北海道教育庁	環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進に関するパイロットモデル	都道府県、市町村	全額又は55/100以内	調査研究当該学校等の建物等の整備
北海道経済部 支庁経済部	グリーンエネルギーアドバイザー派遣事業	市町村等	—	指導、助言等
	新エネルギー・ローカルエネルギー導入促進事業	市町村、一部事務組合、公益法人、協同組合、第三セクター	補助:1/2以内	調査事業
北海道総合企画部 支庁地域政策部	北海道市町村振興基金貸付金	市町村、特別地方公共団体	—	施設整備事業
	公営企業債(地方債)	地方公共団体	—	廃棄物発電事業、RDF発電事業、風力発電事業
	一般会計債(地方債)	地方公共団体	—	—
北海道総合企画部、経済部 支庁地域政策部、経済部	地域政策補助金(地域エネルギー開発利用施設整備事業)	市町村、一部事務組合、広域連合	補助:1/2以内	施設整備費
北海道農政部 支庁農業振興部	新山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金	市町村、農協、森林組合、農林漁業者連合等の組織する組合	補助:1/2以内	省エネルギーモデル温室、地域資源循環活用施設等
	農業近代化資金(未利用資源活用施設資金)	農業者、農業協同組合等	—	蓄熱装置、集熱装置、発電施設、発酵施設
(財)北海道環境財団 北海道環境生活部、支庁地域政策部	環境保全施設整備資金	中小企業者、中小企業等協同組合	—	施設整備費、自動車購入費
各市町村	ローカルエネルギー利用設備に対する固定資産税の軽減(地方税)	事業を行う個人又は法人	—	設備取得、政策又は建設
国民生活金融公庫	エネルギー有効利用促進資金貸付	中小企業者	—	石油代替エネルギー使用・供給する施設
日本政策投資銀行	新エネルギー・自然エネルギー開発融資	一般電気事業者、卸売電気事業者、自家用電機工作物設置者	—	水力発電所、風力発電施設、太陽光発電施設、地熱発電所、燃料電池
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫資金貸付金	農業を営む者等	—	未利用資源活用施設等
	農林漁業施設資金	農業協同組合等	—	温室、発電、暖房施設
北海道中小企業総合支援センター 北海道経済部	創造的中小企業育成強化促進事業費融資	中小企業者等	融資	—
	創造的中小企業育成強化促進事業費補助金	中小企業者等	補助:1/2以内又は2/3以内	原材料費、副資材費、治具、工具、外注加工費等

◇燃料電池◇

助成を行う機関	事業名	対象事業者	補助額、融資額、融資率など	支援要件、内容など
農林水産省	離島・へき地電気導入事業	地方公共団体	—	離島などにおける発電設備不足の解消に資する機器の設置など
北海道経済産業局	創造技術研究開発費補助金	中小企業者又は団体であって法人格を有する者	補助：1/2以内	原材料費、建築物購入費、機械装置等購入費、害虫加工費等
	新規産業創造技術開発費補助金 (エネルギー使用合理化に資するもの)	民間企業	補助：2/3以内	設備費、材料費、物品費、労務費、外注費、委託費等
	エネルギー需給構造改革投資促進税制 (国税)	個人及び法人のうち青色申告書を提出する者	—	設備取得、政策又は建設
北海道環境生活部	地球温暖化対策地域推進モデル事業費補助金	地方公共団体	補助：1/2以内	温暖化対策を目的としたモデル的 事業、温暖化対策計画策定
北海道教育庁	環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロットモデル	都道府県、市町村	全額又は55/100以内	調査研究当該学校等の建物等の整備
北海道経済部 支庁経済部	クリーンエネルギーアドバイザー派遣事業	市町村等	—	指導、助言等
	新エネルギー・ローカルエネルギー導入促進事業	市町村、一部事務組合、公益法人、協同組合、第三セクター	補助：1/2以内	調査事業
北海道総合企画部、経済部 支庁地域政策部、経済部	地域政策補助金 (地域エネルギー開発利用施設整備事業)	市町村、一部事務組合、広域連合	補助：1/2以内	施設整備費
支庁農業振興部	北海道市町村振興基金貸付	市町村、特別地方自治体	—	施設整備事業
北海道中小企業総合支援センター 北海道経済部	創造的中小企業育成強化促進事業費補助金	中小企業者等	補助：1/2以内又は2/3以内	原材料費、副資材費、治具、工具、 資産の取得費、賃借料、人件費、原 材料・副材料費
	創造的中小企業育成強化促進事業融資	中小企業者等	—	
(財)北海道環境財団 北海道環境生活部、支庁地域政策部	環境保全施設整備資金	中小企業者、中小企業団体等	—	施設整備費、自動車購入費
国民生活金融公庫	エネルギー有効利用促進資金貸付	中小企業者	—	石油代替エネルギー使用・供給する施設
日本政策投資銀行	新エネルギー・自然エネルギー開発融資	一般電気事業者、卸売電気事業者、 自家用電機工作物設置者	—	水力発電所、風力発電施設、太陽光 発電施設、地熱発電所、燃料電池

◇コージェネレーション◇

助成を行う機関	事業名	対象事業者	補助額、融資額、融資率など	支援要件、内容など
国土交通省	地域冷暖房施設整備事業	地方公共団体、企業	融資比率：40%	熱供給事業法に基づく地域冷暖房施設、防災型地域冷暖房施設
農林水産省	離島・へき地電気導入事業	地方公共団体	—	離島などにおける発電設備不足の解消に資する機器の設置など
財務省	事業所税の非課税	個人・その他	—	地方税法により熱供給事業用施設に係る事業所税の非課税。指定都市におけるものに限る。
北海道経済産業局	未利用エネルギー活用地域熱供給システム事業調査費補助金	地方公共団体	補助：定額	事業調査費
	未利用エネルギー活用地域熱供給システム事業費補助金	熱供給事業者等	補助：15%以内	事業調査費
	新規産業創造技術開発費補助金 (エネルギー使用合理化に資するもの)	民間企業	補助：2/3以内	設備費、材料費、物品費、労務費、外注費、委託費等
北海道環境生活部	地球温暖化対策地域推進モデル事業費補助金	地方公共団体	補助：1/2以内	温暖化対策を目的としたモデル的 事業、温暖化対策計画策定
北海道経済部 支庁経済部	クリーンエネルギーアドバイザー派遣事業	市町村等	—	指導、助言等
	新エネルギー・ローカルエネルギー導入促進事業	市町村、一部事務組合、公益法人、 協同組合、第三セクター	補助：1/2以内	調査事業
北海道総合企画部 支庁地域政策部	北海道市町村振興基金貸付金	市町村、特別地方公共団体	—	施設整備事業
北海道総合企画部、経済部 支庁地域政策部、経済部	地域政策補助金 (地域エネルギー開発利用施設整備事業)	市町村、一部事務組合、広域連合	補助：1/2以内	施設整備費
(財)北海道環境財団 北海道環境生活部 支庁地域政策部	環境保全施設整備資金	中小企業者、中小企業等協同組合	—	施設整備費、自動車購入費
(社)日本熱供給事業協会	未利用エネルギー活用地域熱供給事業アドバイザー	地方自治体等	—	情報提供、助言等
各商工会議所 北海道中小企業団体中央会など	産業活性化資金(エネルギー)	中小企業者、中小企業等協同組合	—	設備設置
中小企業金融公庫	石油代替エネルギー資金	中小企業金融公庫法第2条に定める中 小企業	—	石油代替エネルギーを使用、供給する施設
	省エネルギー資金	中小企業金融公庫法第2条に定める中 小企業	—	省エネルギー設備
日本政策投資銀行	省エネルギー対策推進融資	株式会社等	融資	省エネルギー推進事業、コージェネレーションシステム整備事業
北海道環境衛生営業指導センター	施設整備資金貸付	飲食店等営業者	—	店舗、土地等に要する資金
北海道中小企業総合支援センター 北海道経済部	創造的中小企業育成強化促進事業費融資	中小企業者等	融資	
	創造的中小企業育成強化促進事業費補助金	中小企業者等	補助：1/2以内又は2/3以内	原材料費、副資材費、治具、工具、

◇廃棄物発電◇

助成を行う機関	事業名	対象事業者	補助額、融資額、融資率など	支援要件、内容など
NEF	地域エネルギー開発利用発電事業普及促進融資	地方公共団体、企業	4億円以下	—
経済産業省	廃棄物発電促進対策費補助金 (廃棄物発電開発費補助金)	—	補助：売電出力相当分建設費の10% (発電効率10%以上のもの)	廃棄物発電導入促進のための補助制度。民間事業者については自家発電
	廃棄物発電導入技術調査等補助	地方公共団体、企業	ケーススタディ、マニュアルの作成	
	エコアクション事業	地方公共団体、企業	「エコアクション補助金」 「廃棄物処理施設整備費補助金」 「廃棄物再生利用等推進費補助金」	環境省との連携政策。余熱利用、新エネルギー供給施設などを他のリサイクル関連施設とともに一体的に整備できる。
	地域エネルギー開発利用発電事業化可能性調査	地方公共団体	補助：1/2以内	地方公共団体が行う地域エネルギー開発利用発電に関する事業化FS調査等
環境省	廃棄物処理施設整備費補助	地方公共団体	補助：1/4	ゴミ処理施設、ゴミ燃料化施設の整備において、発電・熱利用施設、電力供給施設の整備費の一部を補助
財務省	固定資産税の課税標準の特例 (熱供給)	地方公共団体	課税標準価格：当初5年間1/3 次の5年間2/3に減額	地方税法により熱供給事業者が取得した償却資産で、政令に定めるものについて減額
	固定資産税の課税標準の特例（発電）	—	課税標準価格：取得後3年間に5/6に減額	発電事業者が取得した償却資産で政令に定めるものについて減額
	ローカルエネルギー税制	個人・その他	課税標準価格：取得後3年間に5/6に減額	取得価格600万円以上の設備について減額
総務省	ごみ発電事業の推進	地方公共団体	充当率 100%	地方公共団体が公営企業として行う廃棄物発電事業に対して電気事業としての地方債措置を講ずるもの
	スーパーごみ発電事業の推進	地方公共団体、個人・その他	充当率 100%	地方公共団体が公営企業として行う高効率廃棄物発電事業に対して電気事業者としての地方債措置を講じる
国土交通省	エコビル整備事業	—	低利融資：財投金利の3/4	省エネ性が高いことなど

◇廃棄物熱利用◇

助成を行う機関	事業名	対象事業者	補助額、融資額、融資率など	支援要件、内容など
NEF	地域エネルギー開発利用事業普及促進融資	地方公共団体、企業	3億円以下	—
経済産業省	未利用エネルギー活用地域熱供給システム事業費補助	地方公共団体、企業	補助：15%(限度額：17プロジェクトあたり年40億円)	未利用エネルギー活用地域熱供給システムの普及促進を図るために特に助成すべきプロジェクトについて補助
	未利用エネルギー活用地域熱供給システム事業調査費補助	地方公共団体、企業	—	未利用エネルギー活用システムの普及促進を図るため、特に助成すべきプロジェクトについて基本的な計画を策定するための事業費補助
	エコタウン事業	地方公共団体、企業	「エコタウン補助金」 「廃棄物処理施設整備費補助金」 「廃棄物再生利用等推進費補助金」	環境省との連携政策。余熱利用、新エネルギー供給施設などを他のリサイクル関連施設とともに一体的に整備できる。
環境省	廃棄物処理施設整備費補助	地方公共団体	補助：1/4	ゴミ処理施設、ゴミ燃料化施設の整備において、発電・熱利用施設、電力供給施設の整備費の一部を補助
財務省	工事費負担金の圧縮記帳の特例	地方公共団体、個人・その他	—	熱供給事業者が熱供給を受ける者その他から、金銭、資材などの提供を受けて固定資産を取得した場合、圧
	固定資産税の課税標準の特例(熱供給)	地方公共団体	課税標準価格：当初5年間1/3 次の5年間2/3に減額	地方税法により熱供給事業者が取得した償却資産で、政令に定めるもの
	ローカルエネルギー税制	個人・その他	課税標準価格：取得後3年間に5/6に	取得価格600万円以上の設備について
国土交通省	防災公園・市街地一体整備事業	地方公共団体	調査費、防災公園の用地費：1/3 施設整備費：1/2、蓄防災機能向上施設の整備費(地方公共団体の補助額の1/2かつ対象事業費の1/3以内)	地方税法により熱供給事業用施設に係る事業所税の非課税。指定都市におけるものに限る。
				都市計画法において市街地の再開発を促進すべき規模の地区として位置付けられている、若しくは位置付けられる予定がある地区

◇廃棄物燃料製造◇

助成を行う機関	事業名	対象事業者	補助額、融資額、融資率など	支援要件、内容など
経済産業省	エコタウン事業	地方公共団体、企業	「エコタウン補助金」 「廃棄物処理施設整備費補助金」 「廃棄物再生利用等推進費補助金」	環境省との連携政策。余熱利用、新エネルギー供給施設などを他のリサイクル関連施設とともに一体的に整備できる。
環境省	廃棄物処理施設整備費補助	地方公共団体	補助：1/4	ゴミ処理施設、ゴミ燃料化施設の整備において、発電・熱利用施設、電力供給施設の整備費の一部を補助
総務省	ごみ固形燃料(RDF)発電事業促進のための財源措置	地方公共団体	充当率100%(特別交付税措置：50%)	地方公共団体が公営企業として行うRDF発電事業に対して電気事業者としての地方債措置及び地方交付税措置

◇バイオマス◇

助成を行う機関	事業名	対象事業者	補助額、融資額、融資率など	支援要件、内容など
NEDO	バイオマス等未活用エネルギー実証設置事業・同実証設置調査事業	地方公共団体、企業、NPO	実証設備事業：1/2(上限額50) 実証設備整備事業：定額100%(上限額あり)	バイオマスエネルギー、雪氷エネルギーが対象
経済産業省	地域エネルギー開発利用発電事業化可能性調査	地方公共団体	補助：1/2以内	地方公共団体が行う地域エネルギー開発利用発電に関する事業化FS調査等
農林水産省	離島・へき地電気導入事業	地方公共団体	—	離島などにおける発電設備不足の解消に資する機器の設置など
	漁港漁村総合整備事業	地方公共団体、企業	漁業振興や都市部との降雨竜のための漁港施設、漁港環境設備施設の整	
	林業構造改善事業	地方公共団体	—	森林の適正管理、木材等の循環的利用を促進することを目的とした林道などの整備、高性能林業機会の導入
	食料流通活性化地域対策事業	地方公共団体、企業	—	食品のリサイクル等の環境対策及び流通の効率化に資するプロジェクトの検討・実
	食品流通構造改善施設整備事業	地方公共団体	—	事業活動に伴う環境負荷及び資源の有効活用を図るための食品残渣などのリサイクル促進
	フードシステム連携強化・循環推進基盤整備事業	地方公共団体、企業	—	有機性廃棄物の堆肥化・飼料化等を併せ行うもの
	畜産振興総合対策事業（ハート事業）	地方公共団体、企業	—	家畜排泄物の適正な管理と土壌への還元などの有効利用の促進
	畜産振興総合対策事業（ソト事業）	地方公共団体、企業	—	家畜排泄物の適正な管理と土壌への還元などの有効利用の促進
資源循環型畜産確率対策事業（ハート事業）	地方公共団体、企業	—	家畜排泄物の堆肥化施設、浄化施設処理、生ゴミと一体的に行う施設、家畜は1000頭(豚換算)を上回っている	

◇クリーンエネルギー◇

助成を行う機関	事業名	対象事業者	補助額、融資額、融資率など	支援要件、内容など
NEDO	クリーンエネルギー自動車等導入促進事業	地方公共団体、企業、NPO等、個人・その他	—	普及事業（展示会、ホームページによる情報提供）、普及調査事業など
環境省	大型ディーゼル代替低公害車の重点導入推進事業費補助	地方公共団体	補助(車両導入費)：通常車両との価格差の1/2 補助(燃料供給設備費)：設備費の1/2	一定の導入計画に基づく大型ディーゼル自動車の低公害車への代替及び必要な燃料供給施設の整備
北海道経済産業局	創造技術研究開発費補助金	中小企業者又は団体であって法人格を有する者	補助：1/2以内	原材料費、建築物購入費、機械装置等購入費、害虫加工費等
	新規産業創造技術開発費補助金 (エネルギー使用合理化に資するもの)	民間企業	補助：2/3以内	設備費、材料費、物品費、労務費、外注費、委託費等
	エネルギー需給構造改革投資促進税制 (国税)	個人及び法人のうち青色申告書を提出する者	—	設備取得、政策又は建設
北海道環境生活部	地球温暖化対策地域推進モデル事業費補助金	地方公共団体	補助：1/2以内	温暖化対策を目的としたモデル事業、温暖化対策計画策定
北海道経済部、支庁経済部	新エネルギー・ローカルエネルギー導入促進事業	市町村、一部事務組合、公益法人、協同組合、第三セクター	補助：1/2以内	調査事業
北海道総合企画部、経済部 支庁地域政策部、経済部	地域政策補助金 (地域エネルギー開発利用施設整備事業)	市町村、一部事務組合、広域連合	補助：1/2以内	施設整備費
(財)北海道環境財団 北海道環境生活部、支庁地域政策部	環境保全施設整備資金	中小企業者、中小企業等協同組合	—	施設整備費、自動車購入費
日本政策投資銀行	公害防止・ワゾン層保護融資	株式会社等	—	公害防止事業等
北海道中小企業総合支援センター 北海道経済部	創造的中小企業育成強化促進事業費融資	中小企業者等	融資	
	創造的中小企業育成強化促進事業費補助金	中小企業者等	補助：1/2以内又は2/3以内	原材料費、副資材費、治具、工具、外注加工費等

◇温度差エネルギー◇

助成を行う機関	事業名	対象事業者	補助額、融資額、融資率など	支援要件、内容など
NEF	地域エネルギー開発利用事業普及促進融資	地方公共団体、企業	5億円以下	—
	地域エネルギー開発利用発電事業普及促進融資	地方公共団体、企業	4億円以下	—
経済産業省	未利用エネルギー活用地域熱供給システム事業費補助	地方公共団体、企業	補助：15%(限度額：1プロジェクトあたり年40億)	未利用エネルギー活用地域熱供給システムの普及促進を図るために特に助成すべきプロジェクトについて補助
	未利用エネルギー活用地域熱供給システム事業調査費補助	地方公共団体、企業	—	未利用エネルギー活用システムの普及促進を図るため、特に助成すべきプロジェクトについて基本的な計画を策定するための事業費補助
	防災公園・市街地一体整備事業	地方公共団体	調査費、防災公園の用地費：1/3 施設整備費：1/2、蓄防災機能向上施設の整備費(地方公共団体の補助額の1/2かつ対象事業費の1/3以内)	都市計画法において市街地の再開発を促進すべき規模の地区として位置付けられている、若しくは位置付けられる予定がある地区
国土交通省	エコビル整備事業	—	低利融資：財投金利の3/4	省エネ性が高いことなど
	地域冷暖房施設整備事業	地方公共団体、企業	融資比率：40%	熱供給事業法に基づく地域冷暖房施設、防災型地域冷暖房施設



◇水力◇

助成を行う機関	事業名	対象事業者	補助額、融資額、融資率など	支援要件、内容など
NEDO	中小水力発電開発事業	地方公共団体	補助 ①5,000kW以下 2/10以内 ②5,000kW超30,000kW以下 1/10以内 ③新技術導入部分 1/2以内	出力が30,000kW以下の水力発電設備の設置、改造及び発電水力の増加を行うもの(揚水式を除く一般水力発電)、出力が30,000kW以下の水力発電設備の建設に新技術の導入を伴うもの
経済産業省	地域エネルギー開発利用発電事業化可能性調査	地方公共団体	補助：1/2以内	地方公共団体が行う地域エネルギー開発利用発電に関する事業化FS調査等
日本政策投資銀行	新エネルギー・自然エネルギー開発融資	一般電気事業者、卸売電気事業者、 自家用電機工作物設置者	—	水力発電所、風力発電施設、太陽光発電施設、地熱発電所、燃料電池
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫資金貸付金	農業を営む者等	—	未利用資源活用施設等
北海道環境生活部	地球温暖化対策地域推進モデル事業費補助金	地方公共団体	補助：1/2以内	温暖化対策を目的としたモデル的事業、温暖化対策計画策定
北海道教育庁	環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進に関するパイロットモデル	都道府県、市町村	全額又は55/100以内	調査研究当該学校等の建物等の整備
北海道経済産業局	創造技術研究開発費補助金	中小企業者又は団体であって法人格を有する者	補助：1/2以内	原材料費、建築物購入費、機械装置等購入費、害虫加工費等
	新規産業創造技術開発費補助金(エネルギー使用合理化に資するもの)	民間企業	補助：2/3以内	設備費、材料費、物品費、労務費、外注費、委託費等
北海道経済部 支庁経済部	グリーンエネルギーアドバイザー派遣事業	市町村等	—	指導、助言等
	新エネルギー・ローカルエネルギー導入促進事業	市町村、一部事務組合、公益法人、 協同組合、第三セクター	補助：1/2以内	調査事業
北海道中小企業総合支援センター 北海道経済部	創造的中小企業育成強化促進事業費融資	中小企業者等	融資	
	創造的中小企業育成強化促進事業費補助金	中小企業者等	補助：1/2以内又は2/3以内	原材料費、副資材費、治具、工具、 外注加工費等

◇地熱◇

助成を行う機関	事業名	対象事業者	補助額、融資額、融資率など	支援要件、内容など
NEDO	地熱発電開発事業	地方公共団体、企業企業、NPO等、個人	補助 ①調査井掘削事業 1/2以内 ②地熱発電施設設置事業 1/5以内 バイナリ発電設備 3/10以内	調査井掘削事業、地熱発電施設設置事業
NEF	地域エネルギー開発利用事業普及促進融資	地方公共団体、企業	5億円以下	—
	地域エネルギー開発利用発電事業普及促進融資	地方公共団体、企業	3億円以下	—
経済産業省	地域エネルギー開発利用発電事業化可能性調査	地方公共団体	補助：1/2以内	地方公共団体が行う地域エネルギー開発利用発電に関する事業化FS調査等
国土交通省	防災公園・市街地一体整備事業	地方公共団体	調査費、防災公園の用地費：1/3 施設整備費：1/2、蓄防災機能向上施設の整備費(地方公共団体の補助額の1/2かつ対象事業費の1/3以内)	都市計画法において市街地の再開発を促進すべき規模の地区として位置付けられている、若しくは位置付けられる予定がある地区
	エコビル整備事業	—	低利融資：財投金利の3/4	省エネ性が高いことなど

◇廃棄物及びバイオマス◇

助成を行う機関	事業名	対象事業者	補助額、融資額、融資率など	支援要件、内容など
北海道経済産業局	未利用エネルギー活用地域熱供給システム事業調査費補助金	地方公共団体	補助：定額	事業調査費
	未利用エネルギー活用地域熱供給システム事業費補助金	熱供給事業者等	補助：15%以内	事業調査費
	廃棄物発電対策費補助金	地方公共団体	補助：5%か15%のいずれか	建設費
	創造技術研究開発費補助金	中小企業者又は団体であつて法人格を有する者	補助：1/2以内	原材料費、建築物購入費、機械装置等購入費、害虫加工費等
	新規産業創造技術開発費補助金（エネルギー使用合理化に資するもの）	民間企業	補助：2/3以内	設備費、材料費、物品費、労務費、外注費、委託費等
	エネルギー需給構造改革投資促進税制（国税）	個人及び法人のうち青色申告書を提出する者	—	設備取得、政策又は建設
北海道環境生活部	地球温暖化対策地域推進モデル事業費補助金	地方公共団体	補助：1/2以内	温暖化対策を目的としたモデル的事業、温暖化対策計画策定
	廃棄物処理施設整備費国庫補助金	地方公共団体	補助：原則1/4	新增設又は施設改造に係る施設
北海道経済部、支庁経済部	クリーンエネルギーアドバイザー派遣事業	市町村等	—	指導、助言等
	新エネルギー・ローカルエネルギー導入促進事業	市町村、一部事務組合、公益法人、協同組合、第三セクター	補助：1/2以内	調査事業
北海道水産林務部 支庁経済部	林業改善資金貸付金（技術導入資金）	個人の森林所有者、森林組合、一部事務組合等	—	移動式炭化炉、金属性炭化炉、成形燃料製造機械等の購入・設置資金
北海道総合企画部 支庁地域政策部	北海道市町村振興基金貸付金	市町村、特別地方公共団体	—	施設整備事業
	公営企業債（地方債）	地方公共団体	—	廃棄物発電事業、RDF発電事業、風力発電事業
北海道総合企画部、経済部 支庁地域政策部、経済部	地域政策補助金（地域エネルギー開発利用施設整備事業）	市町村、一部事務組合、広域連合	補助：1/2以内	施設整備費
北海道農政部 各支庁農業振興部	新山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金	市町村、農協、森林組合、農林漁業者連合等の組織する組合	補助：1/2以内	省エネルギーモデル温室、地域資源循環活用施設等
	農業近代化資金（未利用資源活用施設資金）	農業者、農業協同組合等	—	蓄熱装置、集熱装置、発電施設、発酵施設
(財)北海道環境財団 北海道環境生活部、支庁地域政策部	環境保全施設整備資金	中小企業者、中小企業等協同組合	—	施設整備費、自動車購入費
(社)日本熱供給事業協会	未利用エネルギー活用地域熱供給事業アドバイザー	地方自治体等	—	情報提供、助言等
各市町村	ローカルエネルギー利用設備に対する固定資産税の軽減（地方税）	事業を行う個人又は法人	—	設備取得、政策又は建設
各商工会議所 北海道中小企業団体中央会など	産業活性化資金（エネルギー）	中小企業者、中小企業等協同組合	—	設備設置
中小企業金融公庫	石油代替エネルギー資金	中小企業金融公庫法第2条に定める中小企業	—	石油代替エネルギーを使用、供給する施設
日本政策投資銀行	廃棄物・リサイクル対策融資	株式会社等	—	リデュース、リユース、リサイクル事業等
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫資金貸付金	農業を営む者等	—	未利用資源活用施設等
	農林漁業施設資金	農業協同組合等	—	温室、発電、暖房施設
北海道中小企業総合支援センター 北海道経済部	創造的中小企業育成強化促進事業費融資	中小企業者等	融資	
	創造的中小企業育成強化促進事業費補助金	中小企業者等	補助：1/2以内又は2/3以内	原材料費、副資材費、治具、工具、外注加工費等

◇未利用エネルギー◇

助成を行う機関	事業名	対象事業者	補助額、融資額、融資率など	支援要件、内容など
北海道経済産業局	未利用エネルギー活用地域熱供給システム事業調査費補助金	地方公共団体	補助：定額	事業調査費
	未利用エネルギー活用地域熱供給システム事業費補助金	熱供給事業者等	補助：15%以内	事業調査費
	創造技術研究開発費補助金	中小企業者又は団体であって法人格を有する者	補助：1/2以内	原材料費、建築物購入費、機械装置等購入費、害虫加工費等
	新規産業創造技術開発費補助金 (エネルギー使用合理化に資するもの)	民間企業	補助：2/3以内	設備費、材料費、物品費、労務費、外注費、委託費等
	エネルギー需給構造改革投資促進税制 (国税)	個人及び法人のうち青色申告書を提出する者	—	設備取得、政策又は建設
北海道環境生活部	地球温暖化対策地域推進モデル事業費補助金	地方公共団体	補助：1/2以内	温暖化対策を目的としたモデル的 事業、温暖化対策計画策定
北海道経済部	中小企業高度化資金（設備リース資金）	事業協同組合、商店街振興組合	—	設備設置
北海道経済部 支庁経済部	クリーンエネルギーアドバイザー派遣事業	市町村等	—	指導、助言等
	中小企業設備近代化資金 (省エネルギー設備)	中小企業者	—	設備設置
	新エネルギー・ローカルエネルギー導入促進事業	市町村、一部事務組合、公益法人、協同組合、第三セクター	補助：1/2以内	調査事業
北海道総合企画部 支庁地域政策部	北海道市町村振興基金貸付金	市町村、特別地方公共団体	—	施設整備事業
北海道農政部 支庁農業振興部	農業近代化資金（未利用資源活用施設資金）	農業者、農業協同組合等	—	蓄熱装置、集熱装置、発電施設、発酵施設
(社)日本熱供給事業協会	未利用エネルギー活用地域熱供給事業アドバイザー	地方自治体等	—	情報提供、助言等
各商工会議所 北海道中小企業団体中央会など	産業活性化資金（エネルギー）	中小企業者、中小企業等協同組合	—	設備設置
中小企業金融公庫	石油代替エネルギー資金	中小企業金融公庫法第2条に定める中小企業	—	石油代替エネルギーを使用、供給する施設
	省エネルギー資金	中小企業金融公庫法第2条に定める中小企業	—	省エネルギー設備
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫資金貸付金	農業を営む者等	—	未利用資源活用施設等
北海道中小企業総合支援センター 北海道経済部	創造的中小企業育成強化促進事業費融資	中小企業者等	融資	
	創造的中小企業育成強化促進事業費補助金	中小企業者等	補助：1/2以内又は2/3以内	原材料費、副資材費、治具、工具、外注加工費等

(出典① NEDO 技術開発機構 エネルギー対策推進部：平成15年度 NEDO 新エネルギー導入促進事業)

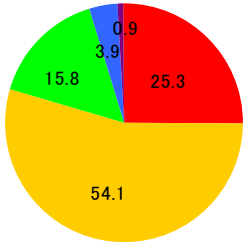
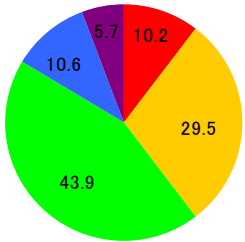
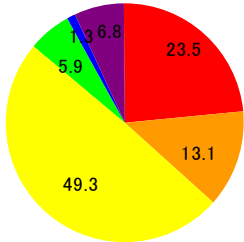
(出典② NEDO 新エネルギー導入促進部：新エネルギーガイドブック 導入編)

(出典③ NEDO 北海道支部：北海道 新エネルギー導入データ集 平成12年度版)

(4) 個人レベルでの環境意識の高まり

総理府の「地球温暖化問題に関する世論調査」によると、地球温暖化問題について非常に興味がある、ある程度興味があるとする回答者が約80%にのぼった。また、地球温暖化の原因としては産業活動が主な原因であるが、国民一人ひとりの生活にもかかわりがあると考える者が40%を占めている。地球温暖化防止のために行うエネルギー対策としては、太陽エネルギーや風力エネルギーなどの新エネルギーの積極的な利用を挙げる者が約50%を占め、これらのエネルギーに対する認知度および期待の高さがみてとれる。

表 1-4 地球温暖化問題に関する世論調査 (平成9年6月)

<p>地球温暖化問題について関心がありますか。</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 非常に興味がある。</li> <li>■ ある程度興味がある。</li> <li>■ あまり興味がない。</li> <li>■ 全く関心がない。</li> <li>■ わからない。</li> </ul>	<p>地球温暖化の原因として、国民一人ひとりの生活と産業活動のどちらが大きいかかかわっていると思いますか。</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ほとんど国民一人ひとりの生活が原因である。</li> <li>■ 主に国民一人ひとりの生活が原因であるが、産業活動にもかかわりがある。</li> <li>■ 主に産業活動が原因であるが、国民一人ひとりの生活にもかかわりがある。</li> <li>■ ほとんど産業活動が原因である。</li> <li>■ わからない。</li> </ul>	<p>今後、地球温暖化防止のために行うエネルギー対策として、あなたの考えに最も近いものはどれですか。</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家庭、事業所、工場を含め社会経済の全体を通じて徹底した省エネルギーを進める。</li> <li>■ 石炭、石油から天然ガスといったようにエネルギー源を地球温暖化に影響の小さなものへと大きく切り替える。</li> <li>■ 太陽エネルギーや風力エネルギーなどの新しいクリーンエネルギーを開発し、これを積極的に利用する。</li> <li>■ 安全性の確保を前提として、二酸化炭素を出さない原子力発電を積極的に進める。</li> <li>■ 地球温暖化防止のためにエネルギー対策を一層推進する必要はない。</li> <li>■ わからない。</li> </ul>
---	---	---

(総理府広報室 HP より)

### 1.3 新エネルギー導入に関する北海道内の動き

#### (1) 北海道における新エネルギーへの取り組み

北海道では、平成8年に「北海道地球環境保全行動指針-アジェンダ21北海道-」を策定した。この指針における家庭やオフィスでの行動メニューとして、省エネルギー・新エネルギーの利用が掲げられている。

平成12年に策定された「北海道地球温暖化防止計画」では、平成9年度において道民1人あたりのCO<sub>2</sub>排出量は3.43トンであり、全国の平均(2.67トン)の約1.3倍であることを明らかにした。また、道が推進する新エネルギーの導入促進によって平成22年度における温室効果ガスの排出量を平成2年度に比べて493,088トン削減する目標を定めている。

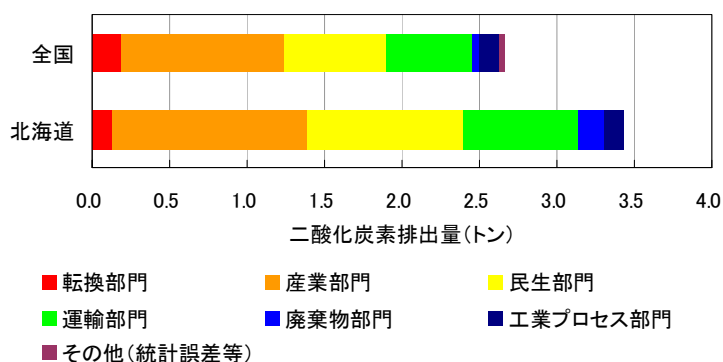


図 1-6 北海道と全国の二酸化炭素排出量 (平成9年度)

省エネルギー・新エネルギーを直接取り上げた指針及び条例としては、平成10年に策定された「北海道新エネルギー・ローカルエネルギービジョン」、平成13年に策定された「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」がある。

#### 北海道新エネルギー・ローカルエネルギービジョン 平成10年

エネルギーの需給面からの取り組みの一環として、新エネルギー・ローカルエネルギーの開発・導入に積極的に取り組み、エネルギーの自給率を高め、その安定的な確保を図るとともに、地球環境の保全に寄与することを目的としている。対象となるエネルギーを以下に示す。

##### 【再生可能エネルギー】

- ・ 太陽光
- ・ 太陽熱
- ・ 風力
- ・ 中小水力
- ・ 地熱
- ・ バイオマス
- ・ 雪氷
- ・ 水温度差
- ・ 海洋

##### 【リサイクル型エネルギー】

- ・ 廃棄物
- ・ 廃熱

##### 【従来型エネルギーの新利用形態】

- ・ コージェネレーション
- ・ 燃料電池
- ・ クリーンエネルギー自動車

これらのエネルギーについて、国の「代替エネルギーの供給目標」及び「新エネルギー導入大綱」の前提となっている平成 22 年度における新エネルギーの導入目標に配慮しつつ、前期(平成 10 年度～平成 12 年度)、中期(平成 13 年度～平成 17 年度)、後期(平成 18 年度～平成 22 年度)の 3 期に分けて、重点項目別の取り組みスタンスの目標と、数値による努力目標を設けている。

**【取り組みスタンスの目標】**

- (1) 研究・技術開発等の促進
- (2) 公的分野への導入促進
- (3) 財政・人的支援
- (4) 情報提供・普及啓発
- (5) 規制緩和（制度的環境整備）

**【数値による努力目標】**

	実績 (平成 7 年度)	努力目標 (平成 22 年度)
一次エネルギーに占める新エネルギーの割合	1.2%	2.7%

**北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例 平成 13 年度**

省エネルギーの推進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進について、道、事業者及び道民の責務を明らかにすると同時に、省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入に関わる施策を総合的かつ計画的に推進することで北海道の社会経済の健全な発展及び道民の生活の安定に寄与することを目的とする。以下に道、事業者及び道民それぞれの責務についてまとめた。

**【道の責務】**

- ・ 省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し実施する。
- ・ 市町村に対して、省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する助言その他必要な支援を行う。
- ・ 施設の建設や維持管理などに省エネルギー及び新エネルギーを率先して取り入れる。

**【事業者の責務】**

- ・ 事業活動を行う際に省エネルギーの推進並びに新エネルギーの開発及び導入に自ら積極的に努める。
- ・ 道が実施する省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する施策に協力する。

**【道民の責務】**

- ・ 日常生活において省エネルギーの促進及び新エネルギーの導入に自ら積極的に努める。
- ・ 道が実施する省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する施策に協力する。

(2) 北海道における新エネルギー導入事例

北海道では、平成14年度までに、108市町村（全212市町村のうち）で新エネルギーを用いた事業が行われている。また、38市町村で新エネルギービジョンの策定が既に行われている。以下の表1-5に、新エネルギービジョンの策定の有無と導入されている新エネルギーの種類を示す。また図1-7に、太陽光発電、太陽熱エネルギー、風力発電、未利用エネルギー、中小水力発電及びバイオマスエネルギーの導入市町村を地図上に示した。

新エネルギーの導入数をみると、風力、太陽光、バイオマス及び未利用エネルギー（雪氷熱エネルギーを含む）の導入事例が多い。風力については宗谷、留萌、檜山支庁といった日本海に面した地域での導入が多く、中小水力は大雪山周辺に位置する市町村での導入が多い。地域に即したエネルギーが選ばれていることが分かる。

表1-5 北海道で導入されている新エネルギー一覧

支庁	市町村	新エネ策定済み	太陽光発電	太陽熱利用	風力発電	廃棄物発電	廃棄物熱利用	廃棄物燃料製造	天然ガスコージェネ	燃料電池	未利用エネルギー	中小水力発電	地熱	バイオマス
宗谷	稚内市	○			○									
	猿払村				○									
	浜頓別町				○									
	利尻町				○									
留萌	歌登町			○										
	幌延町				○									
	天塩町				○									
	遠別町				○									
	苫前町	○		○	○									
	小平町		○		○							○		
	羽幌町				○									
	増毛町			○										○
留萌市				○			○							
網走	興部町	○			○									
	北見市	○	○	○		○								○
	東藻琴町		○											
	網走市	○									○			○
	西興部村													○
	湧別町													○
	上湧別町													○
	留辺蘂町		○											
	置戸町											○		
	白滝村											○		
根室	斜里町		○											
	根室市				○									
	別海町	○									○			○
	中標津町													○



支庁	市町村	新エネ策定済み	太陽光発電	太陽熱利用	風力発電	廃棄物発電	廃棄物熱利用	廃棄物燃料製造	天然ガスコージェネ	燃料電池	未利用エネルギー	中小水力発電	地熱	バイオマス
釧路	浜中町	○			○									
	釧路市		○	○		○								
	弟子屈町	○												
	標茶町	○												
	白糠町	○												
	厚岸町			○										
	音別町			○										
阿寒町													○	
十勝	帯広市	○	○			○				○	○	○		○
	陸別町	○												
	足寄町	○												
	上士幌町	○	○											
	本別町	○												○
	士幌町		○											
	大樹町		○	○						○				
	広尾町			○										
	幕別町			○										
	芽室町											○		
	新得町											○		
清水町	○									○			○	
日高	えりも町				○									
	平取町			○										
	様似町											○		
	新冠町	○												
胆振	苫小牧市	○	○	○		○		○		○				○
	白老町	○	○											○
	室蘭市	○	○		○	○	○							○
	穂別町										○			
	厚真町										○			
	追分町										○			
	洞爺村										○			
伊達市									○				○	
渡島	長万部町	○												
	森町												○	○
	函館市	○	○	○		○						○		○
	恵山町				○									
	上磯町					○								
	砂原町													○
	八雲町													○
松前町				○										

支庁	市町村	新エネ策定済み	太陽光発電	太陽熱利用	風力発電	廃棄物発電	廃棄物熱利用	廃棄物燃料製造	天然ガスコージェネ	燃料電池	未利用エネルギー	中小水力発電	地熱	バイオマス
檜山	上ノ国町				○									
	江差町	○			○									
	北檜山町	○									○			
	瀬棚町	○			○									
後志	島牧村				○									
	寿都町	○			○									
	岩内町	○												
	小樽市		○					○				○		
	泊村				○									
	ニセコ町										○	○		
	共和町		○											
	黒松内町													○
石狩	恵庭市			○					○			○		○
	札幌市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
	江別市	○	○			○	○			○				○
	石狩市		○		○	○					○			
	厚田村				○									
	千歳市								○			○		○
空知	沼田町	○									○			
	滝川市	○	○	○						○	○			
	歌志内市					○								
	奈井江町	○												
	美唄市	○									○			
	三笠市							○						
	岩見沢市	○									○			
	浦臼町										○			
	中川町		○											
	芦別市											○		
	夕張市	○												
上川	下川町	○												
	風連町	○									○			
	旭川市	○		○		○					○			○
	士別市										○			
	愛別町										○	○		
	上川町		○	○										
	東神楽町			○										
名寄市										○				
富良野市								○					○	

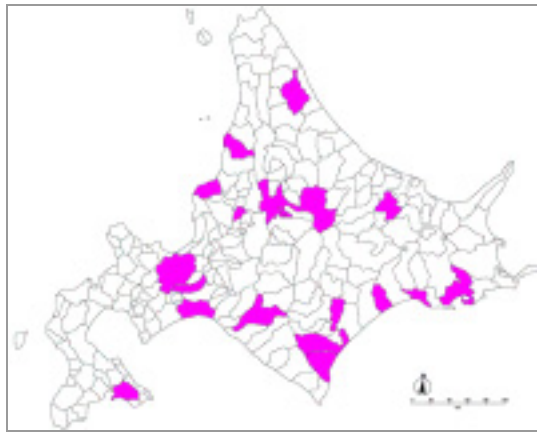
ニセコ町に導入されている未利用エネルギー、中小水力発電は以下の施設である。

◇中小水力

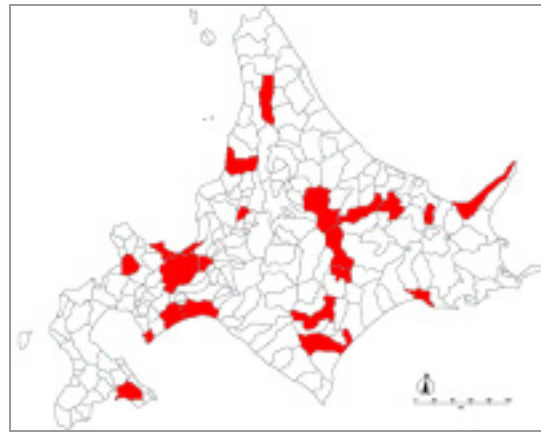
設置者：王子製紙（株） 施設名：尻別第一発電所、尻別第二発電所

◇未利用エネルギー（雪氷熱エネルギー）

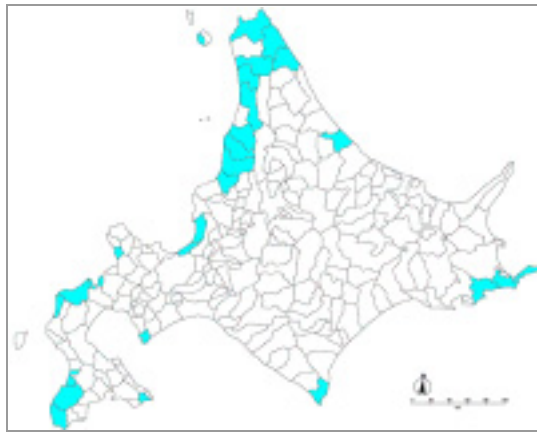
設置者：牧野工業（株） 施設名：コンテナ式貯蔵庫（J-BOX）、パイプアーチ型雪氷利用貯蔵庫



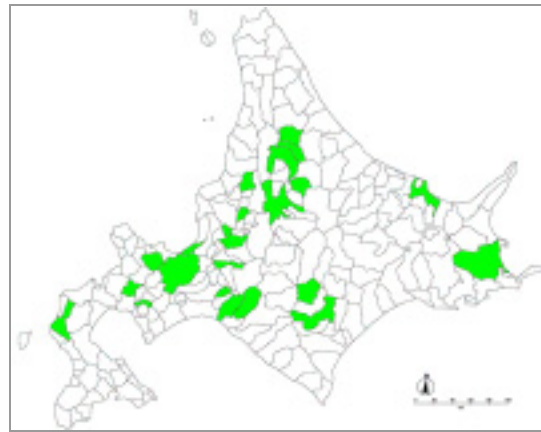
太陽光発電



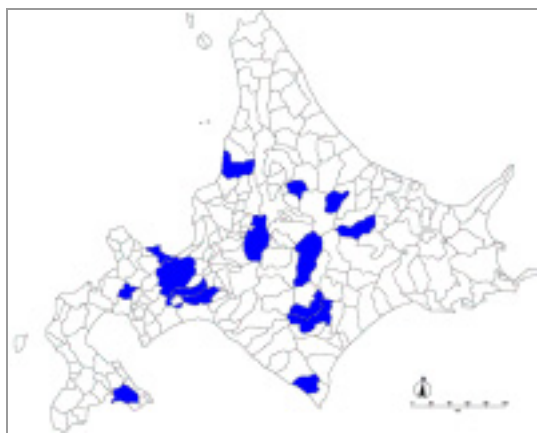
太陽熱エネルギー



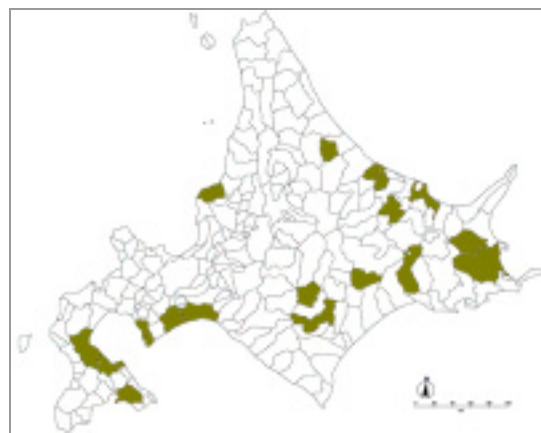
風力発電



未利用エネルギー



中小水力エネルギー



バイオマスエネルギー

図 1-7 北海道で導入されている新エネルギー

(NEDO 北海道支部 北海道新エネルギーマップより作成)

表 1-5 に示した北海道内における新エネルギー導入事例からエネルギー別に 1 事例採りあげ、表 1-6 に示した。なお、中小水力については、北海道内の適当な事例が無かったため道外の事例を紹介した。

表 1-6 新エネルギー導入事例

太陽光発電システム（業務用）	太陽光発電システム（住宅用）
 <p data-bbox="347 943 622 972">NTT 釧路支店（釧路市）</p>	 <p data-bbox="979 943 1203 972">分譲住宅（札幌市）</p>
<p data-bbox="226 1039 523 1068">導入時期 平成 8 年</p> <p data-bbox="226 1088 469 1117">システム容量 50kW</p> <p data-bbox="453 1182 756 1211">北海道経済産業局 HP より</p>	<p data-bbox="1114 1182 1362 1211">ミサワホーム HP より</p>
太陽熱	風力エネルギー
 <p data-bbox="322 1715 651 1794">病院の屋上に設置された ソーラーシステム（旭川市）</p>	 <p data-bbox="919 1715 1270 1744">トーメンパワー苫前（苫前町）</p>
<p data-bbox="226 1861 504 1890">集熱面積 112.84 m<sup>2</sup></p> <p data-bbox="226 1910 587 1939">推定集熱量 7,096 万 kcal/年</p> <p data-bbox="453 2004 756 2033">北海道経済産業局 HP より</p>	<p data-bbox="833 1861 1088 1890">導入時期 平成 11 年</p> <p data-bbox="833 1910 1216 1939">規模 1,000kW の風車 20 基</p> <p data-bbox="1056 2004 1359 2033">新エネルギー財団 HP より</p>